秘密保持契約書

株式会社△△△△（以下、「甲」という）と□□□□株式会社（以下、「乙」という）は、〇〇〇〇に関する〇〇〇〇を利用した〇〇〇〇の製品を共同で開発する（以下、「本件共同開発」という）ための準備を行うとともに、本件共同開発を実施するにあたり、秘密情報の取り扱いについて次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結する。

**（秘密情報）**

**第1条**　本契約において「秘密情報」とは、本件共同開発のために甲又は乙から相手方に対し開示又は提供された一切の情報をいう。但し、次の各号に該当するものはこの限りではない。

①開示又は提供された時点で、既に公知となっていた情報

②開示又は提供された時点で、既に自己が有していた情報

③開示又は提供された後で、自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報

④正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく開示又は提供された情報

**（秘密情報の保持）**

**第2条**　甲及び乙は、本契約における「秘密情報」を、当該情報を開示又は提供した相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に対して開示又は提供してはならない。但し、法令又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他規制権限を有する公的機関の裁判、規則若しくは命令に従い開示又は提供することはできる。

2　甲及び乙は、本契約における「秘密情報」を善良な管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、当該情報を開示又は提供した相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、本件共同開発以外の目的に使用してはならない。

**（秘密情報の複製）**

**第3条**　甲及び乙は、本契約における「秘密情報」を、当該情報を開示又は提供した相手方の書面による事前の承諾を得ることなく、複製してはならない。なお、相手方の承諾を得て複製された複製物は、本契約における「秘密情報」として取り扱うものとする。

**（第三者等に秘密情報を開示・提供した場合）**

**第4条**　甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得て「秘密情報」を第三者に開示又は提供した場合には、当該第三者に対し、本契約に定めるのと同等の秘密保持義務を課すものとする。甲及び乙が、その取締役、監査役、従業員、弁護士、税理士又は公認会計士（以下、「取締役等」という）に「秘密情報」を開示又は提供した場合も同様とする。

**（秘密情報の返還又は廃棄）**

**第5条**　本契約が失効した場合又は「秘密情報」を開示又は提供した相手方から請求があった場合には、甲又は乙は、相手方の指示に従って、「秘密情報」を遅滞なく相手方に返還し、又は廃棄しなければならない。

**（損害賠償）**

**第6条**　甲又は乙は、本契約に違反したことにより相手方に損害を生じさせた場合には、その損害を賠償する。なお、甲又は乙が第4条に基づき第三者又は取締役等に「秘密情報」を開示又は提供した場合において、当該第三者又は取締役等が秘密保持義務に違反した場合も同様とする。

**（有効期間）**

**第7条**　本契約の有効期間は、本契約締結日から3年間とする。

以上を証するため、甲及び乙は本契約書を2通作成し、それぞれ1通ずつ保有・保管するものとする。

令和○○年○○月○○日

甲

乙